第１回 滋賀県読書バリアフリー計画（第２期）の検討に係る
関係者協議会【概要】

1. 開催日時：令和８年（2026 年） ６月 29 日（月）10：00～11：30
2. 開催場所：県庁 東館7階 大会議室

【開会】
教育委員会事務局生涯学習課長 挨拶
構成員自己紹介

【議事１ 座長選出】
互選により松野氏を選出

【議事２ 各所属の読書バリアフリーに関する取組について】
資料３「各所属の令和７年度読書バリアフリー推進に関する取組および令和8年度の取組予定」に基づき、生涯学習課、障害福祉課、特別支援教育課、県立図書館より説明。

委員： 県立図書館における「サピエ図書館B会員受け入れに向けた検討」について、A会員とB会員の違いは？
委員： A会員は視覚障害のある方。視覚障害以外の、通常の活字での読書に困難がある方はB会員という位置づけになっている。受けられるサピエ図書館のサービスに違いはない。
委員： 発達障害の子どもたちも使えるようになるとありがたい。

委員： 特別支援教育課の各学校での取組について、図書館との連携という方法もあるので、学校だけでなく公共図書館との連携も視野に入れて取り組まれるとよい。例えば、公共図書館が、特別支援学校に読み聞かせ・お話会に行くとか、特別支援学校の子どもたちが図書館に見学や体験に行くなど。
バリアフリー図書の紹介であれば、公共図書館に貸出セットを作って、それを特別支援学校に持っていったり、普通の学校にもそういうセットを貸出することで「こんな本があるんだ」と子どもたちへの周知に繋がると思う。
座長： 公共図書館の話題が出たので意見申したい。特別支援学校について、まだまだ公共図書館との連携や関わりについて、これから深化させたり、繋いでいくことはできると思うので、積極的に連携して取り組んでいければ、と思いながらお聞きした。
委員： 県立図書館としても、特別支援学校との連携というのは、今まで課題とされながら、なかなか進められてこなかったところ。現在、生涯学習課内に「こども としょかん」サ

ポートセンターがあるが、その蔵書を整備する際、特別支援学校への貸出も視野に入れて大型絵本なども揃えた。いかに活用していくかが今後の課題。他のアクセシブルな資料も組み込んでいきたいと思う。

委員：　昨年度までも、読書バリアフリーについての会議に出席してきたが、今年度は内容やテーマが少し違うと思うので、改めて説明いただきたい。

　また、資料を見て残念だと思うのが、視覚障害者に関する取組はたくさん載っているが、盲ろう者、たとえば元々聴覚障害があり途中から見えなくなった人や、全く聞こえない私としてはどうしたらいいのかと思う。点字に関する資料や機器が、まだまだ遅れていると思う。そういったところも進めていってほしいと思う。

　研修会について、視覚障害者だけではなくて盲ろう者も呼んでいただきたいと思う。

事務局：　まず昨年度との議題の違いについて、今年度は滋賀県読書バリアフリー計画が終期を迎え、来年度から新しい計画を策定する節目にあたる。そのため、昨年度まで開催してきた滋賀県読書バリアフリー連絡推進会議の内容に加えて、今年度は、新しい滋賀県読書バリアフリー計画を形づくっていくためのご意見をいただくという目的がある。

　つづいて、聴覚障害、盲ろうの方が利用できる資料について、アクセシブルな書籍のうち、確かに利用実績としては音声資料の比重が大きくなっているが、点字資料の重要性も変わらないと考えている。次期計画においても、引き続き点字資料の利用実態について、しっかりと把握していきたいと考えている。

委員：　体験学習は何年生を対象に行っているのか。

事務局：　当課で昨年度実施した小学校向けミニ講座では、多賀町の小学生3・4年生 17 名に参加いただいた。これは、県庁見学の一環として実施したもの。引きつづき、こういった機会をとらえて、児童生徒向けの講座を実施していきたいと考えている。

委員：　待っているだけでは、前に進まないと思う。やはりこちらから学校などへアクセスして、例えば読書支援機器を展示して実際に触って経験できる機会を持つことで、より読書バリアフリーを広めていけると思う。

委員：　読書バリアフリー推進員の働きを詳しく教えていただきたい。

委員：　業務は大きく分けて3点。まず中心となるのは、視覚障害者に対して様々な読書の方法をご紹介し、サポートをする仕事。現在県内に約 3000 名の視覚障害者がおり、その内約 800 名は、滋賀県視覚障害者福祉協会に登録がある。その中には従来から本が好きで、本が手放せない、本がないと寂しいとおっしゃる方もたくさんおられる。第一の仕事は、そういった方々をサポートすること。具体的には、読書支援機器や、現在約 86 万タイトルほどのデータを利用できるサピエ図書館の使い方について支援を行っている。

2点目は、やはり公共図書館がキーワードになると思う。滋賀県は全国でも有数の、公共図書館が充実した県であり、年間に数百万人が県内図書館を訪れていると思う。図書館を利用する方に読書バリアフリーについて知っていただく契機として、公共図書館の職員に対する研修会を行っている。お仕着せの研修会ではなく、公共図書館の方から内容を選んでもらう、いわゆる、出前研修という形で行っている。

最後に、視覚障害者の情報機器の発展が目覚ましい。AI 機能を使った機器の充実が進んでおり、そのような機器について広く情報提供していくことが三つ目の業務である。

委員：　推進員の活動は、視覚障害者センターだけで行われているのか。読者バリアフリーを進める必要があるのは、他の障害の方に対しても同じだと思うので、推進員の活動範囲や、視覚障害者センター以外のところでも何か担えるものを将来的に考えていけるとよりよくなると感じた。

委員：　先ほど説明いただいた、子どもたちの体験について詳しい内容を伺いたい。

それから、盲ろう者の中にも盲ベース、ろうベースなどみな一定ではない。盲ベースの方は発話ができる方もおられるし、人工内耳をされている方は、音声による読書を楽しむこともできる場合もある。しかしそうでない方の読書は、非常に限界がある。そういったところも改善されると良いと思う。

事務局：　小学生向けミニ講座は、子どもたちにも興味を持ってもえるようクイズを交えながら、アクセシブルな書籍の現物を説明するような内容とした。また、リーディングトラッカーという、本にあてると文章を1行ずつ読める道具がある。これを使うと長い文章を読みやすくなる方もいる。こういった道具についても、体験する時間を設けた。

2点目はとても難しい課題と感じている。障害の特性により、必要な資料や道具が異なっている点を、第2期計画検討にあたってもしっかりと認識していきたい。

委員：　私も小学生を対象に話をする機会がある。そうすると、子どもたちはすごく興味を持ってくれる。子どもたちはヘレンケラーのことなど、よく知っているので話しをすると、「あ！　そういうことなんだ」と気づいてくれる。今の話を聞いていて、そのことを思い出した。

委員：　視覚障害者にも先天的に見えない方と中途から視力が悪くなる方がある。読書バリアフリー法によって読書バリアフリー推進員が配置され、そのおかげで、中途失明者の方から、再び読書ができるようになったという声もある。推進員の方には大変助けられている。この事業をもっと長く続けていただきたいと思う。読書支援機器の発展により、視覚障害者のアクセシビリティが良くなってきているが、それを使いこなせる人は少ない。視覚障害者の中でスマートフォンを使える方は数パーセント程度。また、点字を読める方は、約 20％まで減ってきている。それだけ中途失明者の方が多いので、読書バリアフリー推進員がいないと中途失明者の読書推進は進めることが難しい。

【報告事項（障害福祉課）】
事前に意見聴取を行っていた滋賀県障害者プラン（施策5．ともに活動する（1）③障害のある人の読書活動の推進）に対する意見聴取の結果について、障害福祉課より報告。

・滋賀県障害者プランは令和3年度に策定され、今年度は次期プラン策定の年にあたる。
・プランの中で読書バリアフリーの推進を重点取組のひとつとして掲げており、本協議会の皆様にアンケートへのご協力をお願いした。
・時間の関係から、本日は主な意見のみをご紹介する。
・プランに対する評価や課題について寄せられた主な意見
　視覚障害者向け支援は充実している一方、知的障害者など、他の障害者への支援を含めた読書バリアフリーの推進が必要
　読書バリアフリー推進員の増員、支援機器の充実が必要
　読書に障壁のある方に資料や機器の情報を発信し、障壁を解消する働きかけが必要
・プランに対する懸念や論点について寄せられた主な意見
　障害の特性の理解に基づいた具体的な施策を、当事者や関係者を交えて考えたい
　サービスや資料・機器について、まだまだ知られておらず、読書の障壁を解消することができずに困っている方がいるのではないか
・その他の意見
　意思疎通の充実。特に、代読代筆サービスをタイムラグなく受けられる体制作り
　障害の状態や必要な支援が個別に異なるため、話を聞きながら、障壁をなくす方法を一緒に考えることが社会全体に広がると良い
・次期プラン骨子案の策定後、再度、本協議会の皆様に意見聴取を行う予定であり、ご協力をお願いする。

【途中休憩】

【議題3　滋賀県読書バリアフリー計画（第2期）について】
資料4、5に基づき事務局より説明。

委員：　基本方針「とどける」の重点施策4にある「視覚障害者等が利用しやすい環境整備」について、バリアフリーコーナーを設置するということに加えて、やはり障害特性のために図書館が利用できない人たちもいる。最近、インクルーシブ図書館と言われる図書館が増えている。話し声や、歩いたり走ったりしても図書館利用を阻害することにならないような、そういった空間を作ることは難しいこともあると思うが、いろいろな人が図書館を使えるような環境整備という視点はこれからとても大事になっていく。また、赤ちゃ

んを連れたお母さんが、赤ちゃんが泣いても遠慮することなく一緒に本が読めるような空間がある、というような配慮が望ましい。

事務局：　誰もが利用しやすい環境整備という面については、まさに課題と考えている。施設設備面の改善はすぐに対応が難しいところもあるが、県立図書館では昨年度より託児サービスの試行も行っている。県内外の先行事例の情報収集をして、県内の図書館に集めた情報を還元していけるような取組をしたいと考えている。

委員：　最近、マスコミ等で読書に対する興味が下がっていることが大きなテーマになっているが、教育の問題等もあるのだと思う。身体障害はいろいろな障害の集まりであり、特に視覚・聴覚障害者は読書について困難がある。

聴覚障害に関しては、滋賀県には手話条例がない中、各市町で手話の会が発足し、県民に広く知らしめる活動をされている。視覚障害に関しても、この会議では様々な取組の報告をいただくが、実際に視覚障害者の耳元に情報が届いていない。似た例として、滋賀県共生社会条例が施行されているが、県民の中で内容を理解しているのは 30％程度にとどまるという。障害者たちに情報を届けるためには、やはり県民みなが一丸とならないと、読書バリフリーを広げていく上でも難しいだろうと思っている。

いろいろな読書支援機器が便利になっていることも事実で、障害者の方々からも大変嬉しいとの声もある。しかし、そういった機器をもっと多く、もっと自由に貸出できるシステムが望まれる。これとあわせて、障害者が図書館を利用するにはアクセスの問題がある。行きたくても行けない、ヘルパーや同行ボランティアが少ない、というところも詰めていかないと、言葉ではバリアフリーと言っても、現実として進んでいないというのが実態だろうと感じている。こういった問題に何か手立てを講じなければ、中身が伴わないものになるのではないかと危惧している。

岡田氏：　今の意見は盲ろう者も同じ。先天的に聴覚障害があり途中失明した方は、日本語や文章が苦手で、読書に関心がない人もおられる。また、点字が読める方は本当に少ない。先天的に視覚障害がある盲ろう者も点字が読めない、苦手という方もおられる。音声でスマホを利用している方もおられるが、全く聞こえない方は使うことができない。そのあたりも、どのように進めていけばいいのかと思っている。

先週、手話言語条例に関する県の会議に参加したが、今回と似た課題があると感じた。

委員：　重点施策5の「視覚障害者等への情報提供」について、文言はこれでよいと思うが、連携強化について、いろいろな施設に情報提供するというのは、現状とても難しいと思う。そこで「図書館はこんなことができる」、具体的に言えば、本を読める・借りられるというだけでなく、司書に親切に声をかけてもらって本を探す手伝いをしてもらえるとか、そういうサービスの具体的なパンフレットがあるとよい。動画も分かりやすい。どう

発信していくか課題はあるが、ホームページから動画を見ることができるという情報提供も非常にわかりやすくてよいと思う。

座長：　現状や課題、ご提案などをいただいた。これらの意見について県各部局よりコメントをいただきたい。

事務局：生涯学習課から失礼する。

先天性障害か中途障害か等、一人ひとりの障害特性によって必要な資料や情報提供の方法が異なるという点、改めてしっかりと受け止めたいと思う。アクセシブルな書籍の収集にも課題はあると思うので、デジタルの資料や音声資料だけでなく、しっかりと点字資料なども引き続き広くそろえていく必要があると考えている。

また、そろえた資料について、県立図書館等にとどまるのではなく、市町の図書館や、さらにそこから先、地域の社会福祉施設などの現場に資料そのものや、資料があるという情報を届けていきたい。そのためにも福祉分野との連携は必須と考えており、県・市町の関係部局ともしっかりパイプを繋いでいきたい。

善利室長：　障害福祉課では県の障害者プランの改定を今年度予定している。障害者プランの中にも障害のある人の読書活動の推進という項目があり、今回の読書バリアフリー計画の内容とも併せて計画していきたいと考えている。

部局間の連携について、視覚障害者センターから読書バリアフリー推進員の活動を通じて、施策を展開しているところ。県立図書館や生涯学習課の「こども　としょかん」サポートセンターでも小中学校、県立学校へのサポートを実施しているので、政策面でも教育と福祉が連携・協力していきたいと考えている。

委員：　特別支援教育課としても、本日は様々な意見をいただけたと思う。

特別支援学校には、様々な障害の子供たちが在籍している。一人ひとりに対応した環境整備を進めていく子とがまず第一ではあるが、読書バリアフリーの考え方をさらに浸透させることで、今ある環境の中でもどういったことができるのか改めて深堀りしながら、それぞれの先生から子どもたちに投げかけていかなければならないと思う。

委員：　読書バリアフリー計画にせよ、障害者プランにせよ、これらを成立させるためには意思疎通支援をもっと的確に行う必要がある。意思疎通支援の法律ができれば、例えば書類が手元に届いたとき、リアルタイムに読んでもらえる。今はまだ書類がきても何が書いてあるかわからず、意思疎通支援を依頼しても1週間ほど時間がかかる。その間に書類の期限が切れてしまう場合もあるので、これをリアルタイム化することが、情報提供の前進にも繋がると思う。障害福祉課には意思疎通支援をできるだけお願いしたい。

委員：　福祉施設との連携について、滋賀県は歴史的に見ても、知的障害者の施設設置が

進んできた県である。読書という狭い範囲だと知的障害者のニーズは見えにくいかもしれないが、そういった施設に入所している方、通所の方も含めると相当な人数になる。そういった方々のニーズを掘り起こすためにも、施設の担当者に動画やパンフレットを積極的に送っていただくことを検討していただきたい。

事務局：　現在は主にパンフレットによる周知・啓発が主であったが、動画は新しい方法だと感じた。具体的な手段についても御意見をいただけて、大変ありがたい。計画策定後の具体的な取組の検討においても参考にさせていただきたい。

座長：　ご参加の皆様には活発な議論をいただき、感謝する。

まだまだ意見もあろうかと思うが、時間の関係もあり、本会議はここで一区切りとさせていただきたい。

事務局：　いただいた御意見をもとに、今後、第2期計画の骨子案を作成していく。

本日は時間の制約もあり、もしお伝えいただけなかった御意見やお気づきのことがあれば、後日でも構わないので、事務局までお伝えいただきたい。

第2回の関係者協議会は8月 19 日（水）午後を予定している。正式な案内は後日送付させていただく。第2回では計画の骨子案について御意見を伺う予定のため、よろしくお願いしたい。これにて第1回関係者協議会を閉会とする。